

第4期 白老町障がい者福祉計画

令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

第6期 白老町障がい福祉計画

第2期 白老町障がい児福祉計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和3年3月

白老町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の性格及び位置づけ 2
- 3 計画における対象者 3
- 4 計画の期間 3
- 5 計画の策定体制 3

第2章 障がいのある方の状況

- 1 人口の推移と推計 4
- 2 障がい者数の推移と推計 5

第3章 第4期白老町障がい者福祉計画

- 1 基本理念10
- 2 基本目標10
- 3 施策体系12
- 4 施策の展開13

第4章 第6期白老町障がい福祉計画

- 1 目標の設定について18
- 2 障がい者福祉サービス等の実績・見込み量21

第5章 第2期白老町障がい児福祉計画

- 1 目標の設定について38
- 2 障がい児福祉サービス等の実績・見込み量39

第6章 計画の推進管理

- 1 計画の推進管理42

- 資料 「各種アンケート調査結果について」45

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合うことが求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対し、きめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されています。

本町においても、障がい福祉、高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況もみられ、年齢を重ねて多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

このような状況の中で、障がいのある方やその家族の多様なニーズを踏まえ、法制度や社会情勢の変化に対応するため、新たに「第4期白老町障がい者福祉計画」、「第6期白老町障がい福祉計画」、「第2期白老町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の性格及び位置づけ

(1) 第4期白老町障がい者福祉計画の位置づけ

障がい者福祉計画は、障がい者施策を総合的・計画的に推進するための基本的考え方と課題の解決に向けた今後の取組を示すものであり、障害者基本法（第11条第3項）に定める障がい者のための施策に関する基本的な計画に位置付けます。

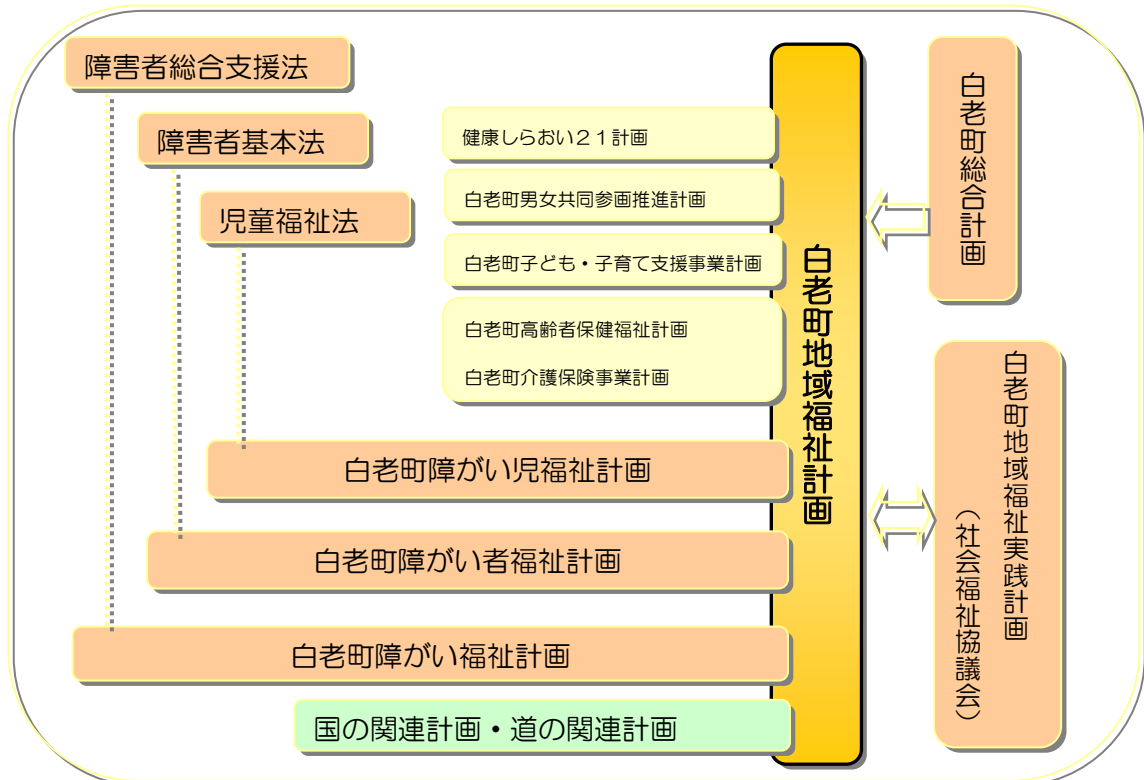
(2) 第6期白老町障がい福祉計画の位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に位置づけられている障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための行動計画です。

障がい福祉計画は、障がい者計画の中の生活支援施策について、各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込、見込量確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関することを定めるものです。

(3) 第2期白老町障がい児福祉計画の位置づけ

障がい児福祉計画は、児童福祉法に位置づけられている、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するための行動計画です。各年度における提供体制に係る目標、サービス種類ごとの必要な見込量及び必要な見込量の確保のための方策定めるものです。



3. 計画における対象者

本計画において、障がいのある方の範囲を、手帳の有無にかかわらず「身体障がい、知的障がい、精神障がい」のある人、難病等の人、自立支援医療制度の制度を受けている人、療育の必要な児童など、日常生活や社会生活において、何らかの障がい福祉に関するサービスや支援を必要とする人としてします。

4. 計画の期間

「第4期白老町障がい者福祉計画」の期間は、令和3年度（2021年）から令和8年度（2026年）までの6年間とします。

また、「第6期白老町障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の期間は、令和3年度（2021年）から令和5年度（2023年）までの3年間とします。

なお、計画期間内にあっても、今後の社会経済情勢や国の施策の変化等に柔軟に対応するため、計画の進捗状況等を点検しながら必要に応じ、計画の一部修正を行います。

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
白老町障がい者福祉計画 【第4期】						
白老町障がい福祉計画 【第6期】						
白老町障がい児福祉計画 【第2期】						

5. 計画の策定体制

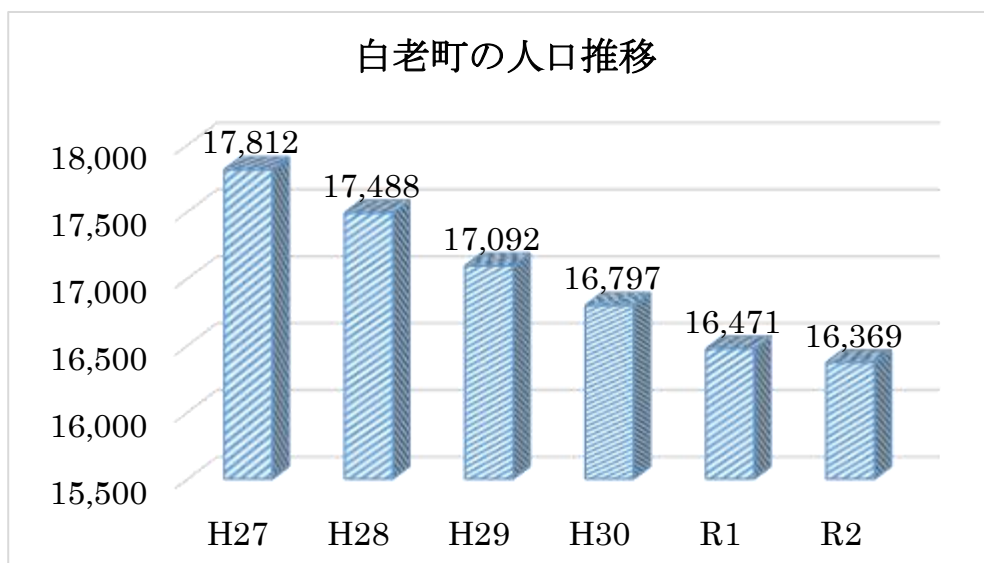
この計画の策定にあたっては、健康福祉課・子育て支援課を中心とする行政機関内部の連携を取るとともに、学識経験者や障がい者関係団体代表者及びサービス事業者の構成員、並びに地域の代表者による「白老町地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見を集約しました。

また、地域福祉に関する意識やニーズ把握のための障がいのある町民へのアンケート調査、サービス事業者へのアンケート調査、障がい者福祉団体への聞き取り調査の結果を踏まえ策定いたしました。

第2章 障がいのある方の状況

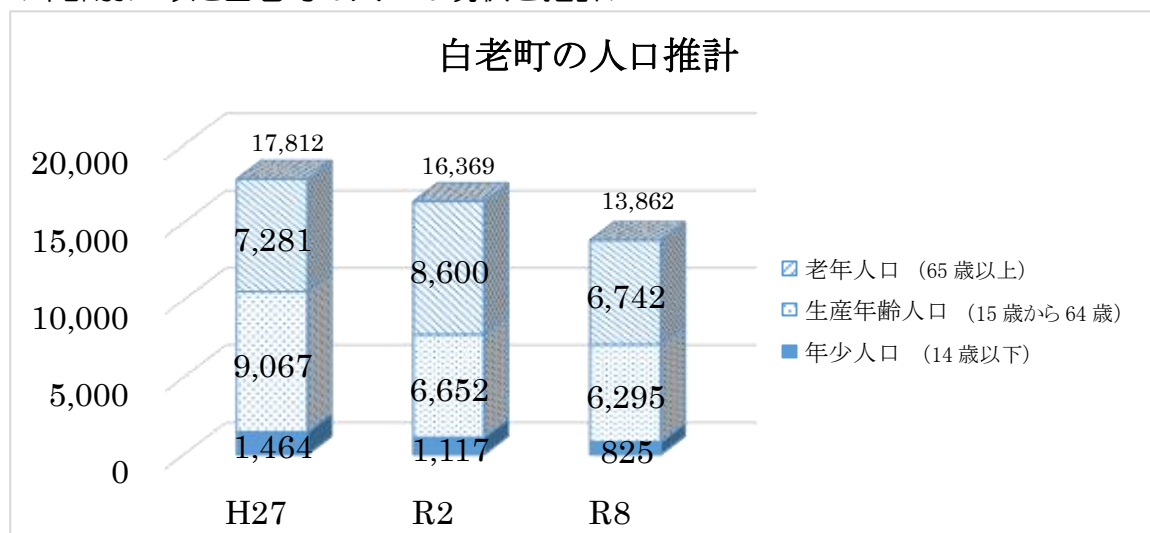
1 人口の推移と推計

本町の人口は、平成30年に1万7千名を割り、令和2年10月末現在では、16,369名と減少しています。人口推移の見通しでは、令和8年には13,862名に減少するとされています。



*各年度3月末数値（令和2年度は10月末現在数値）

<年齢別にみた白老町の人口の現状と推計>



*平成27年度は3月末数値、令和2年度は10月末数値、令和8年度は国立社会保障・人口問題研究所推計より

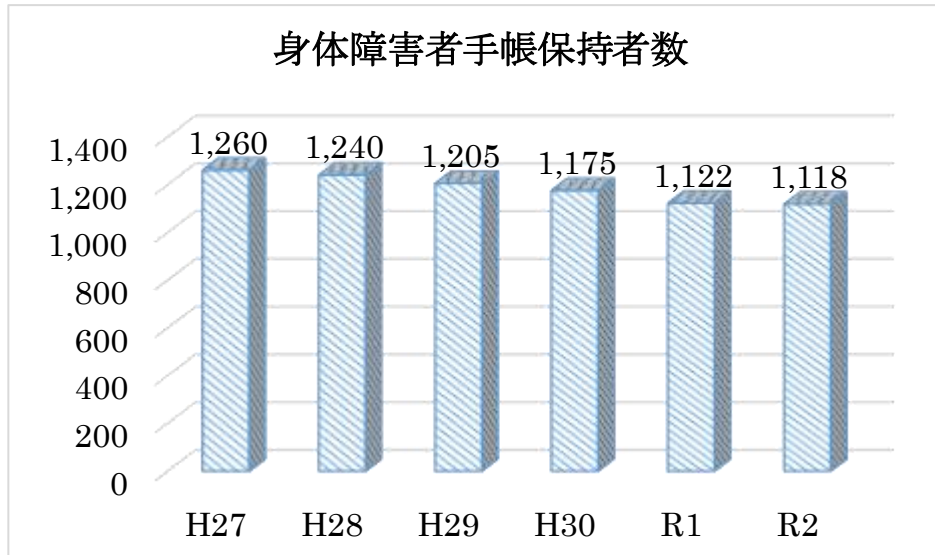
2 障がい者数の推移と推計

(1) 身体障がい者数の推移

身体障害者手帳保持者数は、人口減とともに年々減少しており、平成27年度と令和2年度の比較では、142名減少しています。

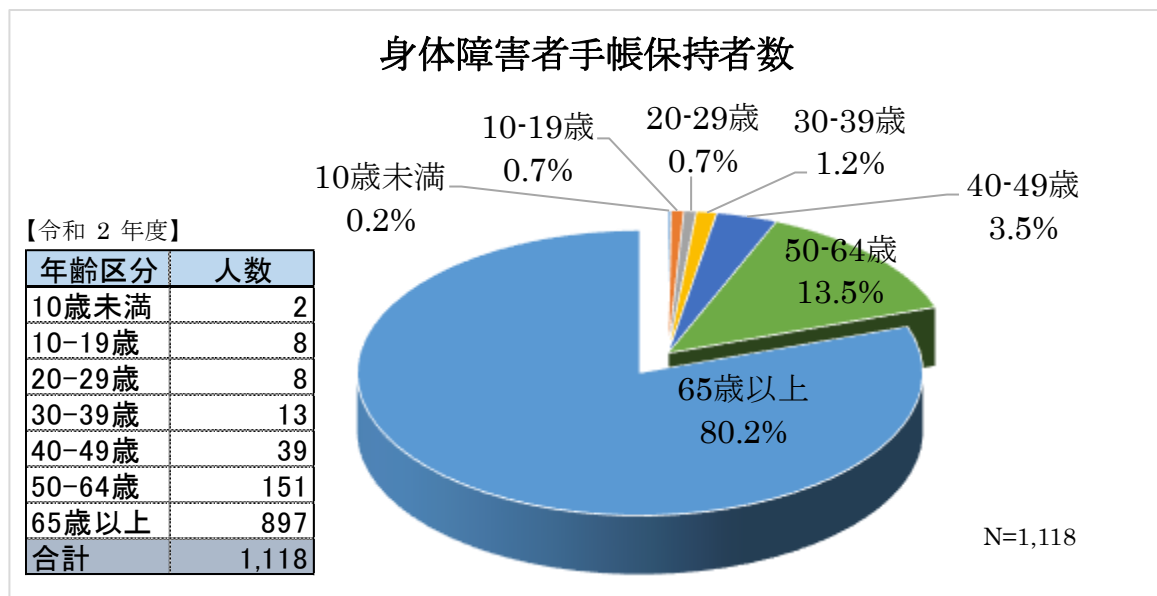
また、令和2年10月末現在で、80.2%が65歳以上の高齢者となっています。

<身体障害者手帳保持者数の推移>



*各年度3月末の数値（令和2年度は10月末の数値）

<身体障害者手帳保持者数年齢別内訳>

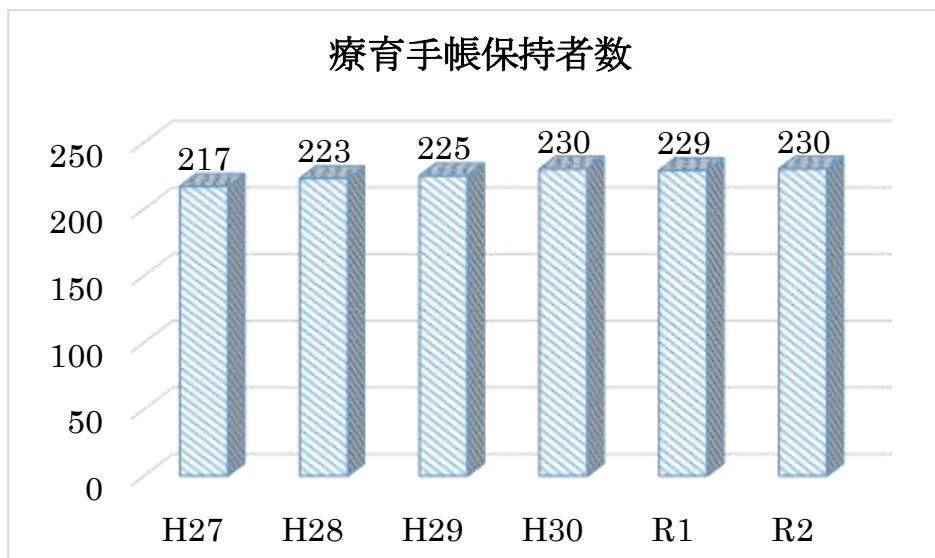


(2) 知的障がい者数の推移

療育手帳保持者数は平成27年度から令和2年度の比較では13名増加しておりますが、ここ数年は横ばいで推移しています。

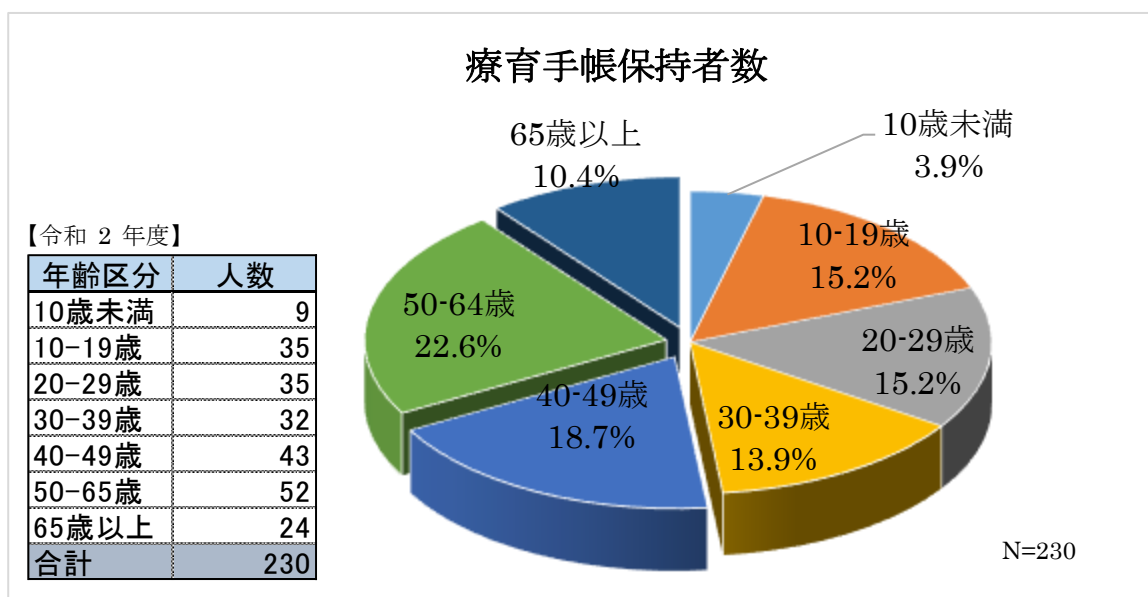
他の身体・精神障がい者と比較すると、手帳保持者の年齢層が若く、令和2年10月末現在、40歳未満が111名と全体の48.3%となっております。

<療育手帳保持者数の推移>



*各年度3月末の数値（令和2年度は10月末の数値）

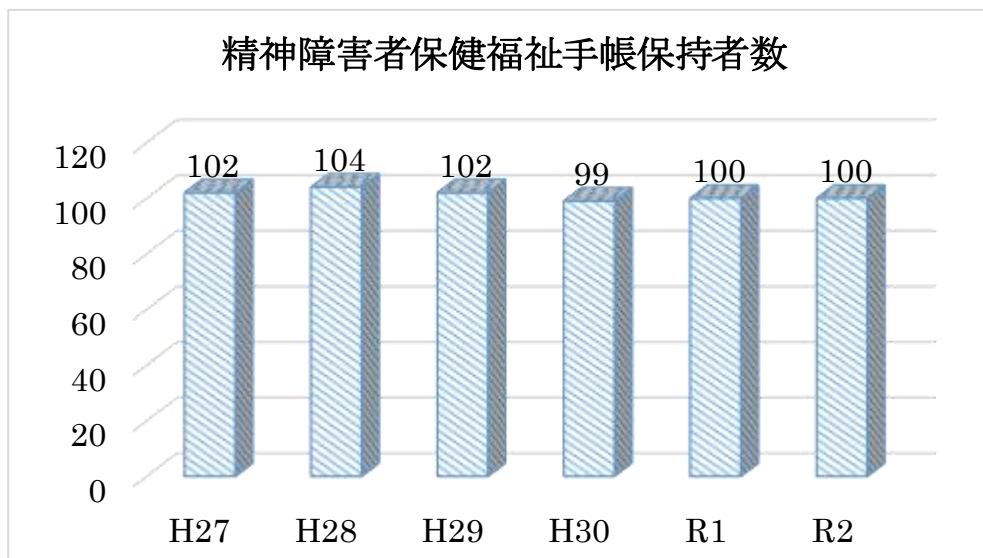
<療育手帳保持者数年齢別内訳>



(3) 精神障がい者数の推移

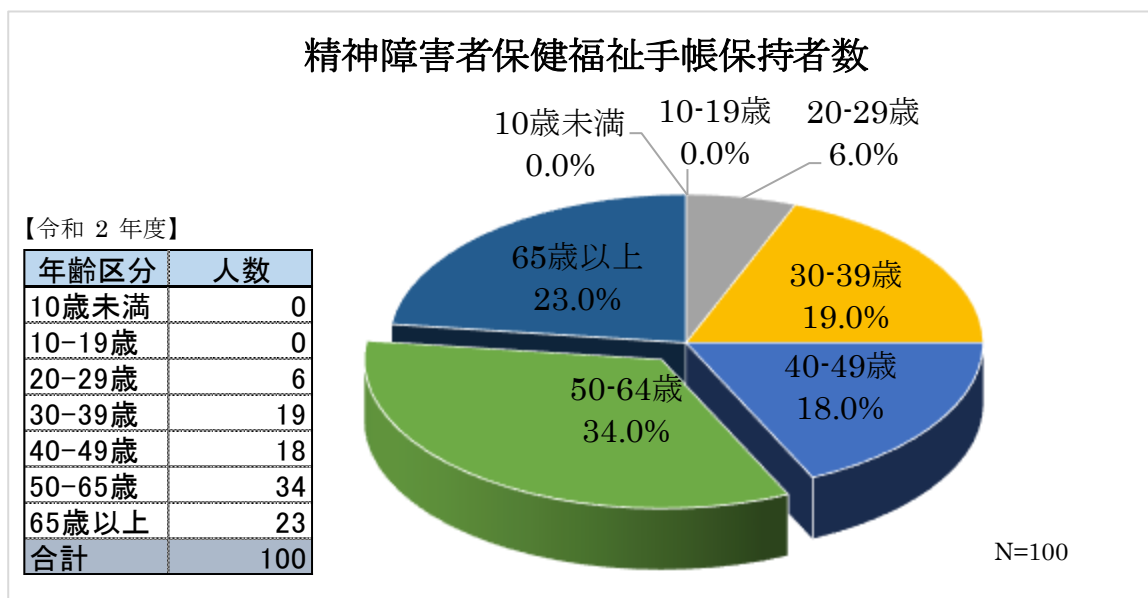
精神障害者保健福祉手帳保持者数は、平成27年度から令和2年度ではほぼ横ばいの100名前後で推移しています。

<精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移>



*各年度3月末の数値（令和2年度は10月末の数値）

<精神障害者保健福祉手帳数年齢別内訳>



(4) 発達障がい者数の推移

発達障がい者は本人および周囲も「発達障がい」に気づいていない方も多くおり、厚生労働省が行った「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」によると、医師から発達障がいと診断された人は、全国で48万1千名と推計されています。

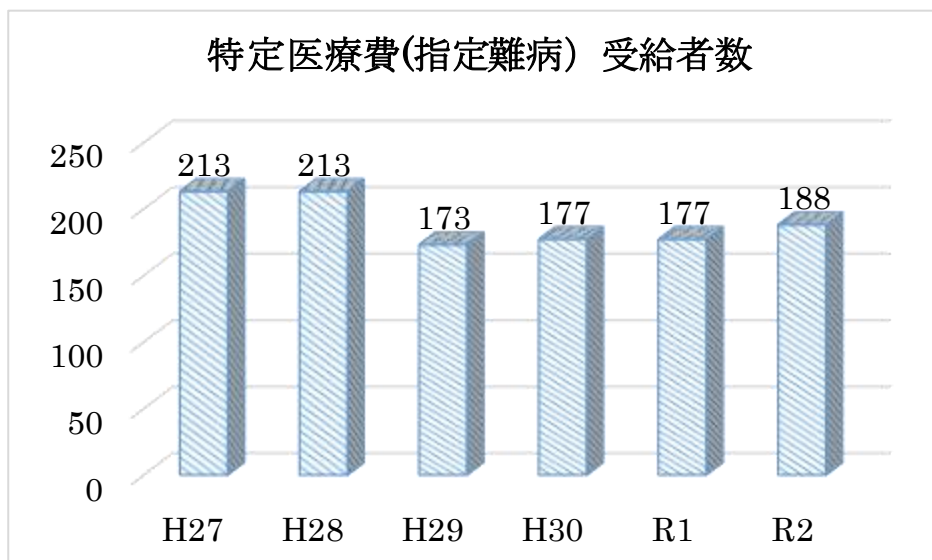
このうち、身体障害者手帳保持者の割合は76.5%となっているほか、診断された方の日中の過ごし方の状況を見ると、65歳未満では「学校に通っている」が36.9%と最も高く、「家庭内で過ごしている」32.0%、「障がい者通所サービスを利用」23.0%、「障がい児通所施設」19.7%などとなっています。

身体・知的障がいのような手帳制度がないため、全数は把握されていません。

(5) 難病者の推移

原因が不明で治療方法が確立していない難病について、特定医療費(指定難病)受給者数の年次推移をみると、近年は180名前後となっています。

令和2年10月末現在では、188名となっています。



*各年度3月末の数値（令和2年度は10月末現在の数値）

*平成27年1月より56疾患から110疾患へ、平成27年7月から306疾患へ、平成29年4月から330疾患へ、平成30年4月から331疾患へ、令和元年7月から333疾患へと対象者が拡大しています。

*平成27年1月より名称が特定疾患医療受給者証から 特定医療費（指定難病）医療受給者証へ変更されています。

(6) 町内障がい福祉サービス事業の整備状況

サービス種類	事業所名	定員 R2.10末現在	定員 H29.10時点	
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	白老町社協ホームヘルプステーション	—	—
		訪問介護どんぐり	—	—
		訪問介護ふくろう	—	—
	重度訪問介護	訪問介護どんぐり	—	—
		訪問介護ふくろう	—	—
	行動援護・同行援護	—	—	—
重度障害者等包括支援	—	—	—	
日中活動系サービス	生活介護	北海道リハビリテーションセンター療護部	50	50
		北海道リハビリテーションセンター	60	60
		ポプリ	20	20
		愛泉園	20	20
		みらいえ	40	40
		社台福祉園	55	55
		社台やわらぎ園	45	45
		フロンティア	20	20
	自立訓練(機能訓練)	—	—	—
	就労移行支援	—	—	—
	就労定着支援	—	—	—
	就労継続支援(A)	北海道きのこファーム	20	20
	就労継続支援(B)	ポプリ	40	40
		フロンティア	20	20
	療養介護	—	—	—
	児童発達支援	白老町子ども発達支援センター	10/日	10/日
		manaしらおい教室	10/日	未設置
	放課後等デイサービス	白老町子ども発達支援センター	10/日	10/日
		manaしらおい教室	10/日	未設置
	短期入所 (ショートステイ)	北海道リハビリテーションセンター	—	—
		地域生活支援センター あぷろ	—	—
		社台やわらぎ園	—	—
	居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	地域生活支援センターあぷろ	98
ほのほの荘、そよ風、あおぞら、こもれび			38	35
しおさい			12	12
施設入所支援		北海道リハビリテーションセンター	90	90
		社台福祉園	50	50
		社台やわらぎ園	40	40

第3章 第4期白老町障がい者福祉計画

1 基本理念

障がいのある方が、自らの意思により

自分らしく生活できるまちづくり

本町においては、障害者基本法の「障害の有無にかかわらず、個人として基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に地域の中で生活できる社会の実現を目指す」という共生社会の実現に向けた目的に基づき、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してきました。

障がいのある方が、自分らしく、自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会資源の整備がなされ、ライフステージに応じたサービス等の必要な支援が受けられることにより、障がい者一人一人が、地域活動や就労、教育等の社会活動に積極的に参加することができるまちづくりの実現を目指し、「障がいのある方が、自らの意思により自分らしく生活できるまちづくり」をこの計画の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念である「障がいのある方が、自らの意思により自分らしく生活できるまちづくり」の実現に向けて、3つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1 障がいや障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を形成するためには、あらゆる場所・場面で、障がいを理由とする差別がなくなることや、障がい者本人が自らの生活のあり方を選択し、行動できる環境が整うことが必要となります。

本町では、町民一人一人にその礎となる「障がいや障がい者に対する正しい理解」が広まるよう、町のイベント、広報紙、ホームページ等を通じて障がいに関する周知・啓発を進めるとともに、地域住民の福祉意識の醸成に向けた福祉教育の充実やボランティア体験の促進を図るほか、成年後見制度の利用促進や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、地域生活を支えるサービスの提供体制が整備されていることが重要となります。このため、一人一人の障がいの状況に応じた相談支援を行うことにより、障がい者本人の意思を尊重したサービスの提供を図るとともに、関係機関等との連携の強化や福祉人材の確保・育成に取り組むことにより、サービス量の確保とサービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標3 安心安全に地域で生活できる環境づくり

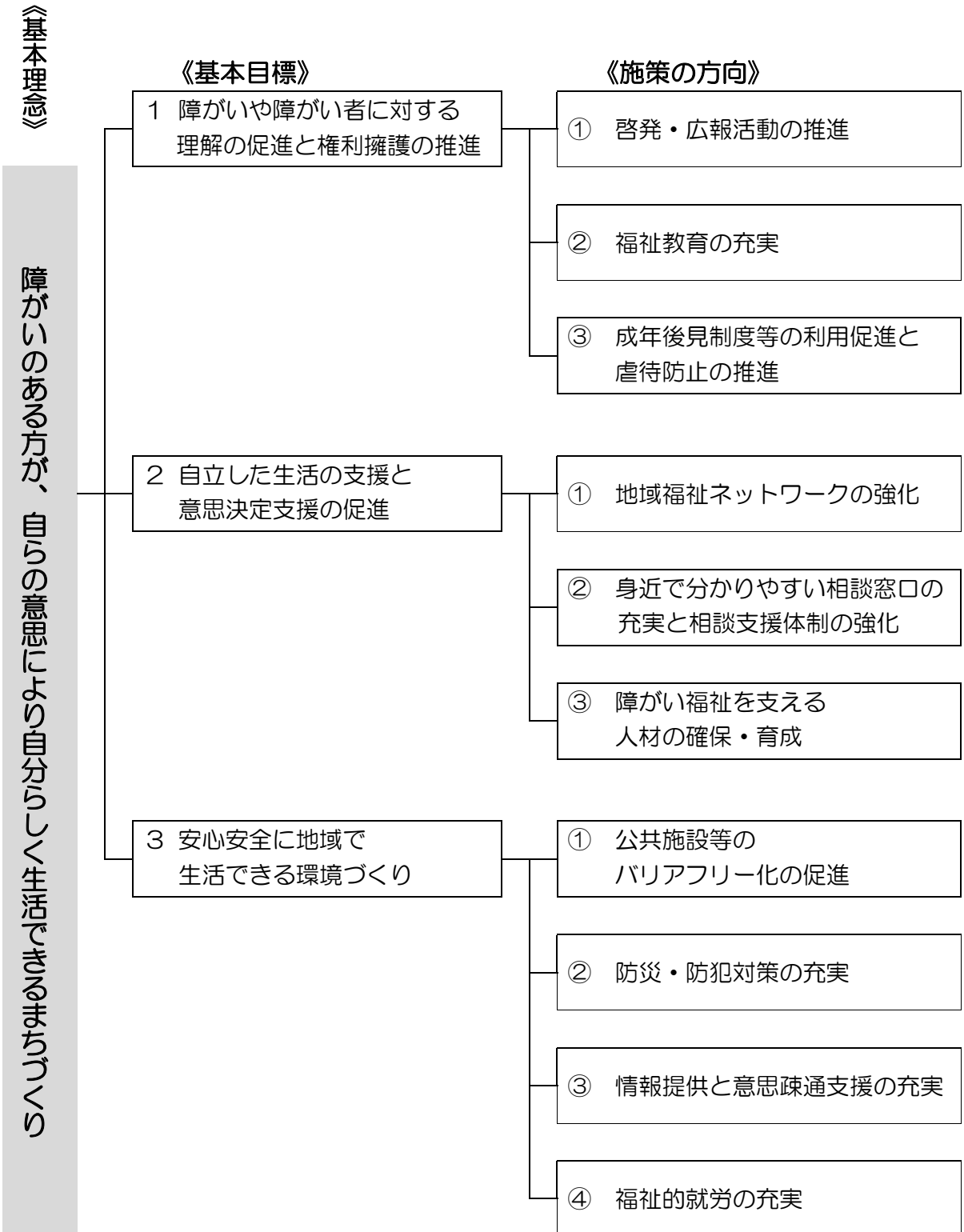
障がい者が地域の中で安心感を持って、安全に日常生活・社会生活を営むためには、日々の暮らしの拠点となる住まいが住みやすいものであることに加え、生活圏域に支障となるバリアがないことや災害・犯罪が起こらない安全な環境であることが重要となります。このため、生活の拠点となる住まいの確保、公共施設や道路等のバリアフリー化等、快適な生活環境を整えるための取り組みを推進します。

防災・防犯面では、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、支援を求めている人が適切な支援を受けられるよう、日頃からの地域の見守りや防災知識の普及、防犯対策を推進します。また、障がい者が不便なく、情報の取得や意思疎通を図ることができるよう、障がいの特性に配慮した情報提供手段の充実に努めます。

また、働くことは自立した生活を営むための手段である以上に、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを見出す上で重要なものであり、生活の質の向上につながるものとなります。このため、障がい者の就労に向け、雇用機会の創出やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、それぞれの意思や能力に応じた生活支援の充実に努めます。

3 施策体系

施策の体系



4 施策の展開

基本目標1 障がいや障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

① 啓発・広報活動の推進

■施策の方向

あらゆる機会や場所において、障がい者が、個人によって異なる障がいの程度等に合わせた配慮や支援が得られるように、障がい者理解を深めるための取り組みを丁寧に、そして着実に進めていきます。

■推進施策

- ・ 町で作成した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、町職員に対して、障がい者差別に関する研修を行うとともに、窓口等において筆談ボードを設置する等して、配慮の徹底を図ります。
- ・ 町内公共施設3カ所の窓口にタブレット端末を設置し、聴覚障がい者の方が来所された際に、遠隔手話サービスを受けられるようにします。
- ・ 障がいについての町民の理解と関心を深めるため、「障がい者週間」の周知を図ります。
- ・ 投票所において、障がい者に配慮した案内方法や、投票環境の充実を図り、移動に支援が必要な人に配慮したバリアフリー化に努めます。
- ・ 広報紙やホームページ等を活用し、町内の福祉事業所や障がい者団体等が主催する講演会やイベント等の活動を周知していきます。

② 福祉教育の充実

■施策の方向

様々な人の多様性を理解し、思いやりの心を育てていくため、障がい者と健常者が一緒に過ごせる場や機会を設け、交流活動や福祉教育を通して、地域の大人や子どもたちが障がい特性や対応の方法等の障がいに対する知識を学ぶ機会を設けていきます。

■推進施策

- ・ 障がい者施設等が開催する行事のうち、地域住民の参画可能な行事の周知を図るとともに、障がい者が参加できる行事の把握・情報発信をすることにより、地域参加の機会を増やし、地域住民と障がい者の相互交流・相互理解を促進します。
- ・ 障がいに対する理解を深めるため、小学校高学年から高校生に対して、障がいに関するチラシ等を配布し、周知・啓発を図ります。

③ 成年後見制度等の利用促進と虐待防止の推進

■ 施策の方向

障がい者が安心して暮らす権利を侵害されないよう、障がいに対する理解の取り組みと一体的に虐待の防止や成年後見制度の推進等、障がい者の権利を守る取り組みを進めていきます。

■ 推進施策

- ・ 広域化を含めた様々な手法を検討しながら、成年後見センターを設置し、成年後見制度相談体制を構築するとともに、制度の普及啓発を図っていきます。
- ・ 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を促進するとともに、支援者がいない障がい者に対しては、必要に応じて町が審判請求の申立ての支援を行うほか、後見人等への報酬支払いの助成を行う等、引き続き権利の擁護を図ります。
- ・ 障害者虐待防止対策を図るために、町担当課に相談窓口を設置し、障害者虐待防止対策の支援強化を図ります。
- ・ 障がい者に対する虐待の防止を図るため、広報紙での周知やポスター掲示を行い、障害者虐待防止法の周知と正しい理解の普及を図ります。

基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

① 地域福祉ネットワークの強化

■ 施策の方向

刻々と変化する障がい福祉に係る地域課題等に対応するため、情報の共有とサービスの質の向上に向けた取り組みを行っていきます。

■ 推進施策

- ・ 町内の各地域において、相談、指導、助言等の個別援助活動を行う民生委員、児童委員に対して、定期的に情報共有等を行い、高齢障がい者の支援を含めた地域における障がい者支援の充実を図ります。
- ・ 障がい者団体の活動に対して、事務的補助や運営等の必要な支援を行い、障がい者の方々が情報共有や交流が継続できるように努めます。
- ・ 地域自立支援協議会の活性化に向け、より円滑な組織のあり方や運営方法について検討を行います。

② 身近で分かりやすい相談窓口の充実と相談支援体制の強化

■施策の方向

障がいの程度・状態に合わせ意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択、決定に基づき、相談支援等を受けられるよう支援体制の整備に取り組むとともに、相談内容が障がい、高齢、子育て等、多岐に渡る場合においては、適切な支援につなぐことができるよう、町の関係部署と連携し、横断的な対応を図ります。

■推進施策

- ・障がいのある人やその家族が、気軽に安心してサービスの利用や生活上の悩みなどのさまざまな相談ができるように、相談内容に応じて保健師や社会福祉士等が、助言などを行います。
- ・障がい福祉サービスの利用希望者に対して、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成する事業で、支援の質の向上を図るため、地域自立支援協議会（相談支援部会）において、事例検討等を行い、利用者一人一人に適した計画相談支援の充実に取り組みます。
- ・障がい者の日常生活や障がい福祉サービスの利用等について、基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携し、必要な情報提供や助言を行うとともに、相談支援体制の強化を図ります。

③ 障がい福祉を支える人材の確保・育成

■施策の方向

障がい福祉サービス等の提供を安定的に行うためには、専門的知識を持つ福祉専門職の確保、育成が重要となることから、町内各事業所と人材確保に向けた取り組みを進めていきます。

■推進施策

- ・若手職員の定着に向けた相互交流を行うなど、福祉職のやりがい等を感じられる取り組みの推進を図ります。
- ・人材の確保、育成に向けた今後の方策について、関係機関等と検討を行います。

基本目標3 安心安全に地域で生活できる環境づくり

① 公共施設等のバリアフリー化の推進

■施策の方向

建築物や道路等のバリアフリー化や住宅の確保等、ユニバーサルデザインの考えを踏まえた福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

■推進施策

- ・誰もが生活しやすいユニバーサルデザインの考えに基づき、生活環境の整備を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、段差の解消、勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進していきます。
- ・重度の身体障がい者が身体の状態に応じた住宅改修を行う際に費用の一部を助成することにより、家庭内でのバリアフリー化を促進します。

② 防災・防犯対策の充実

■施策の方向

災害時の避難所生活に対する不安の解消や医療的な支援が必要な方への支援ができるよう、災害時要援護者の支援体制の構築を図っていきます。

スマートフォンの普及等により、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じて、見知らぬ人と関係を持ち、トラブルとなるケースや消費者被害に遭うケースが少なくないことから、必要な対策を図ります。

■推進施策

- ・災害発生時における障がいのある方への情報伝達やコミュニケーション方法を検討し、災害時における障がいのある方への支援の充実に努めます。
- ・災害発生時における障がいのある方の安否確認の方法について、関係機関等と連携しながら、その体制づくりについて、検討していきます。
- ・災害時の避難所における、障がいの特性に応じた配慮について、地域、関係機関、障がい支援事業所等と連携しながら、支援体制づくりについて取り組みます。
- ・障がいある方が緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする「ヘルプカード」の利用・普及啓発に向けて、その取り組みを推進していきます。
- ・消費者相談の利用や民生委員・児童委員、相談支援事業所との連携により、買い物のトラブルや悪質商法等の被害の防止のための情報提供や啓発を進めます。

③ 情報提供と意思疎通支援の充実

■施策の方向

障がい者が自らの選択により自立した生活を送るためには、判断の材料となる正確な情報の取得が欠かせないため、伝達に困難が生じる方については、手話対応や要約筆記等、障がいの特性に合わせた配慮を図ります。

■推進施策

- ・聴覚障がいのある方の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話及び要約筆記の普及を促進するため、令和5年度までに「(仮称)白老町手話言語条例」の策定に向けて取り組みます。
- ・町が発行するパンフレット等を作成する際にルビをふる等、障がい者に配慮しながら必要な情報提供の充実に努めます。
- ・多様な意思疎通手段に対する人々への理解を促進するため、令和5年度までに「(仮称)白老町意思疎通支援条例」の策定を目指します。
- ・「白老町障がいのある人の福祉ガイドブック」を町内各所に配置し、障がいに係る情報提供を行っていきます。
- ・令和3年3月より町内3か所にタブレット端末を配置し、遠隔手話サービスを受けられる体制を整え、普及・啓発していきます。

④ 福祉的就労の充実

■施策の方向

障がい者と企業が適切な就労関係を築けるよう、企業への障がい理解を図ります。

就労支援事業所が町内で出店し生産品を販売する等、工賃の向上を目指した取り組みが進んでいます。販路の拡大と工賃の向上に向けた優先調達の推進と事業所生産品のPR等を支援していきます。

■推進施策

- ・企業等への就労が困難な障がい者のために、就労継続支援事業などの多様な福祉的就労の場を確保し、就労や社会参加活動の機会の充実に努めます。
- ・障がい者就労施設等の提供する製品等の販売、PRするための方法について、検討していきます。
- ・町では、障がい者就労施設等が供給する物品・労務等の優先調達に組み込み、障がい者の工賃の向上を図ることにより、自立の促進を図ります。
- ・創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域活動支援センターの活動の充実に努めます。

第4章 第6期白老町障がい福祉計画

1 目標の設定について

国の基本指針では、障がいのある方の自立を支援の観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」や「就労支援」といった課題に対応するため、令和5年度(2023年)を目標年度とする必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」を設定することが適当であるとされています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活移行

《国の基本指針》

- 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行。
- 令和元年度末時点での施設入所者を令和5年度末時点の施設入所者1.6%以上削減。

《町の現状と考え方》

国は、施設入所者の地域生活への移行について、地域生活移行者及び入所施設定員の減少を目指しており、本町としても障がい者が自分の住み慣れた地域で望む生活を送ることができるよう、施設入所者の地域移行への促進支援を行う必要があります。

令和2年3月末時点での入所施設の入所者数34名のうち2名(6%)を地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数が1名(1.6%)が減ることを目指します。

【数値目標】

項目	数値	備考
令和元年度末の入所者数(A)	34名	入所施設利用者人数
【目標値】 地域生活移行(B)	2名 (6%)	(A)を基準に、令和5年度までに地域生活へ移行する人の目標値
新たな施設入所支援利用等(C)	1名	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
令和5年度末の入所者数(D)	33名	令和5年度末の利用人員見込み (A-B+C)
【目標値】 入所者減少見込み(E)	1名 (1.6%)	差引減少見込数 (A-D)

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本指針》

- ・退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上。
- ・令和5年度における、入院後3ヶ月時点の退院率69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上。

《町の現状と考え方》

令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するという国の基本指針に沿い、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため、地域の保健、医療、福祉等の関係者と個別のケース会議において、課題の検討・共有を図ってきました。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域事業所だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない社会の実現に向けた取り組みが必要と考えます。今後も入院後の早期退院の促進のため、障がい福祉サービス等の充実や各専門職との連携強化を図っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

《国の基本指針》

- ・地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

《町の現状と考え方》

東胆振圏域の市町が連合し、苫小牧市に地域生活支援拠点を平成27年4月より設置し、運用状況の検証・検討を年2回行っています。障がいのある方が地域で住み続けられることを目指し、今後も制度の周知や機能の充実を図っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本指針》

○就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行数

- ・ 令和元年度の移行者数の1.27倍以上。
→うち就労移行支援事業からの移行者数は1.30倍以上
→うち就労継続支援A型事業からの移行者数は1.26倍以上
→うち就労継続支援B型事業からの移行者数は1.23倍以上
- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業の利用割合は7割以上。
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上。

《町の現状と考え方》

平成30年度2名、令和元年度1名、令和2年度1名（令和2年10月末現在）が福祉施設から一般就労へ移行しました。参考年度とする令和元年度では一般就労移行者が1名であったため、2名一般就労へ移行することを目標とします。

障がいのある方の「働きたい」との思いを実現するため、その方の就労適性などに合わせ、今後も相談支援を強化し、ハローワークなどの関係機関とも連携しながら推進しています。

【数値目標】

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数（A）	1名	
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	2名	（A）を基準に、令和5年度までに一般就労へ移行する人の目標値
【目標値】 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業の利用の割合	7割以上	
【目標値】 就労定着率 8割以上の就労定着支援事業所の全体割合	7割以上	

※「福祉施設」とは、障がい福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労移行支援）を提供する施設が対象となります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

- ・総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保。

《町の現状と考え方》

平成30年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実と強化を図ってきました。今後も、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言や人材育成のための支援を行っていきます。

2 障がい者福祉サービス等の実績・見込み量

第5期障がい福祉計画（平成30～令和2年度）の見込み量と実績値を比較、検証し、第6期障がい福祉計画におけるサービス量を見込みます。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護《ホームヘルプ》

居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。

(単位：上段 月延べ時間、下段 月利用実人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	409時間	455時間	501時間	400時間	400時間	400時間
	18名	20名	22名	18名	18名	18名
実績	363時間	375時間	274時間	-	-	-
	17名	17名	16名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画については、見込み量よりも下回りほぼ横ばいの人数で経過しています。

今後も著しい増加は予測されませんが、現状利用されている方がこれからも利用が継続され、在宅で生活される障がい者の数が一定数おりますので、1名増加と見込みました。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者の常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。

(単位：上段 月延べ時間、下段 月利用実人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	150 時間	150 時間	150 時間	150 時間	150 時間	150 時間
	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
実績	0 時間	0 時間	0 時間	-	-	-
	0 名	0 名	0 名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

今まで実績はありませんでした。平成30年度法改正により、重度訪問介護の訪問先が拡大され、入院中の医療機関も含まれています。今後、利用が見込まれる可能性があるため、前計画と同数としました。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動の援護、また、その他の外出時に必要な援助を行います。

(単位：上段 月延べ時間、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間
	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
実績	1 時間	0 時間	時間	-	-	-
	1 名	0 名	0 名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

白老町内では、同行援護を利用できる居宅介護事業所はありませんが、町外に通学にしている方が必要時に利用されています。今後も町外での利用があることから、前計画と同数としました。

(4) 行動援護

行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する方に、危険回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。

(単位：上段 月延べ時間、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	10時間	10時間	10時間	15時間	15時間	15時間
	2名	2名	2名	2名	2名	2名
実績	8時間	0時間	0時間	-	-	-
	1名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

同行援護と同様に、白老町内では行動援護を利用できる事業所がありませんが、平成28年より、入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護の取扱いとして、移動の際の行動援護の利用が明記されています。現在、療養介護施設入所者の方が利用していましたが、新型コロナの影響で利用を休止しており、今後は継続して利用が見込まれるため、前計画よりも時間数を増加としました。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等を包括的に提供します。

(単位：上段 月延べ時間、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	0名	0名	0名	0名	0名	0名
実績	0時間	0時間	0時間	-	-	-
	0名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画において実績はありませんでした。今後も利用者が見込まれないことから、見込みなしとしています。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	1,986名	2,047名	2,108名	2,026名	2,047名	2,067名
	98名	101名	104名	100名	101名	102名
実績	1,843名	1,886名	2,036名	-	-	-
	92名	92名	99名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画については、見込み量よりも下回り若干増加の人数で経過しています。

令和3年度以降も同様に増えていく可能性があることから、新規で1名ずつ増加としました。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

(単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	0名	0名	0名	0名	0名	0名
実績	0名	0名	0名	-	-	-
	0名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画において実績はありませんでした。今後も利用者が見込まれないことから、見込みなしとしています。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい、精神障がいのある方に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	190名	190名	190名	190名	190名	190名
	10名	10名	10名	10名	10名	10名
実績	56名	18名	43名	-	-	-
	3名	1名	3名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

近隣市町村や遠方の利用者もあり、利用期間が2年間と決まっていますが、利用人数は一定人数で推移しています。令和3年度以降も利用者は見込まれることから、前計画と同数としました。

(4) 宿泊型自立訓練

知的障がい、精神障がいのある方に、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	153名	153名	153名	153名	153名	153名
	5名	5名	5名	5名	5名	5名
実績	58名	65名	59名	-	-	-
	2名	3名	2名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

平成29年度、近隣市町村に事業所ができたこと、また遠方の施設利用者もあり、徐々に増えています。自立訓練（生活訓練）同様に、令和2年度以降も利用は見込まれますが、利用期間が2年間と決まっているため、前計画と同数としました。

(5) 就労移行支援

一般企業で就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

(単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	68名	68名	68名	44名	44名	44名
	3名	3名	3名	2名	2名	2名
実績	0名	0名	23名	-	-	-
	0名	0名	1名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

町内では就労移行支援を行っている事業所はなく、町外事業所も閉鎖するところが多くなっております。町外にて利用をしている方がおり、流動的に今後も町外での利用が見込めますが、前計画よりも1名減少としました。

(6) 就労継続支援（A型）

一般企業での雇用が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な支援を提供します。

(単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	160名	180名	200名	160名	200名	220名
	8名	9名	10名	8名	10名	12名
実績	144名	112名	137名	-	-	-
	8名	5名	6名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

町外のA型事業所の閉鎖もあり、見込みよりも実績が減少となっています。ただ、今後町内に新たにA型事業所が開設することが見込まれ、その際には利用者数の増加となることから、年2名増加としました。

(7) 就労継続支援（B型）

一般企業での雇用が困難な方、一定年齢に達している者等に対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し知識・能力の向上・維持を図る支援（雇用契約は結ばない）を提供します。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	1,302名	1,339名	1,376名	1,546名	1,587名	1,628名
	70名	72名	74名	76名	78名	80名
実績	1,365名	1,440名	1,505名	-	-	-
	75名	78名	74名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画の見込み量よりも実績が増加となっています。今後も高等養護学校卒業生などの利用者も増えることから、年2名増加としました。

(8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を提供します。

（年間利用者数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実績	0名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

利用実績はありませんでしたが、就労移行支援からの移行が想定されるので、年1名と見込みました。

(9) 療養介護

医療と通常介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

(年間利用者数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	8名	8名	8名	8名	8名	8名
実績	7名	7名	7名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画ではほぼ見込み量どおり、7名の利用実績でした。令和3年度以降は急な増減はないと思われませんが、在宅から移行する方も想定し、前計画と同数と見込みました。

(10) 短期入所（福祉型）《ショートステイ》

自宅で介護する方が病気などの場合に、施設への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護を行います。

(単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	88名	99名	110名	88名	88名	88名
	8名	9名	10名	8名	8名	8名
実績	33名	32名	43名	-	-	-
	7名	6名	4名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画見込み量よりは、利用人数は少なくなっています。自宅で介護する方の状況により、急な利用をしなければならないことやグループホームの空きがないことで、一時利用しなければならないなどの状況も想定されるため、一定数を見込みました。

(11) 短期入所（医療型）《ショートステイ》

自宅で介護する方が病気などの場合に、病院等への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	0名	0名	0名	0名	0名	0名
実績	0名	0名	0名	-	-	-
	0名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画において実績はありませんでした。今後も利用者が見込まれないことから、見込みなしとしています。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助《グループホーム》

共同生活援助は、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

（単位：月実利用人数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	76名	79名	92名	81名	83名	85名
実績	77名	82名	79名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画の見込み量とほぼ同数となっています。町外グループホームに入所する方も増えてきており、今後も居住支援のための機能充実が求められることから、年2名ずつの増加として見込みました。

(2) 施設入所支援

施設に入所する方に、提供される入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

（単位：月実利用人数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	33名	33名	32名	33名	33名	33名
実績	31名	34名	33名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画の見込みどおり、33名と人数は変わらず横ばいでした。大幅な増減は今後も見込めないことから、現実績と同数としました。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画書の作成を行います。

また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案してサービス等利用経過の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

(年間利用者数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	250名	258名	266名	240名	243名	246名
実績	230名	238名	237名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

利用実績はほぼ横ばいとなっております。今後も高等養護学校卒業生などの利用者も増えることから、年3名増加としました。

(2) 地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

(年間利用者数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	2名	2名	2名	1名	1名	1名
実績	0名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画において実績はありませんでしたが、施設入所者や長期病院入院者が地域生活に移行することが今後想定されるので、1名見込みました。

(3) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態において相談等を行います。

（年間利用者数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込量	2名	2名	2名	1名	1名	1名
実績	0名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の平成30年度、令和元年度は年度末実績。令和2年度については、10月現在実績。

第5期計画において実績はありませんでしたが、施設入所者や長期病院入院者が地域生活に移行し生活を継続していく方、家族との同居から一人暮らしに移行した方等が対象となっており、今後利用が見込まれることから年1名としました。

地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

1 事業内容

(1) 相談支援事業等

	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
① 障害者相談支援事業	福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助
② 基幹相談支援事業	身体、知的、精神障がい者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である、基幹相談支援センターの運営事業など
③ 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置
④ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保障人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行う事業
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者が、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な障がい者に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業

(2) 意思疎通支援事業

	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、遠隔手話サービス活用を含む手話通訳の設置などを行う事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業

(3) 日常生活用具給付事業

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるイス等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修	手すりの取付け、床段差解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者が社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動などの社会参加を促すため、外出時の移動を支援する事業

(5) 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動など、さまざまな活動を支援する場としての機能を強化し、障がい者の地域生活を支援する事業

(6) その他の事業

	事業内容
日中一時支援事業	日中介護者がいないため、支援が必要な障がい者の活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息や就労を支援する事業
生活サポート事業	介護給付決定者以外の方について、地域で自立した生活を図るため、生活支援・家事援助を行う事業
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通の困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、コミュニケーション支援事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る事業
社会参加促進事業	就労、通院などのために自動車を取得、改造する場合にその経費の一部を助成したり、自動車免許を取得する場合、その一部を助成する事業
①自動車運転免許取得事業	身体障害者手帳を所持している方が運転免許証を取得する時、費用の一部を助成
②自動車改造助成事業	身体障害者手帳を所持している方が車を改造する時、費用の一部を助成

2 地域生活支援事業の実績及び見込み量

(1) 相談支援事業

現在、町内に相談支援事業所は、「身体、知的、精神障がい者」を主に対象とした事業所が2か所（白老町相談支援事業所、相談支援事業所ゆから）、障がい児を主に対象としている事業所（白老町子ども発達支援センター）を1か所開設しています。

平成30年4月より、密度の高い支援を必要とする事例や相談内容が多岐に渡る事例に対応するために、専門性を備えた「基幹相談支援センター」を設置いたしました。

複合的な問題や支援を必要とされる方に、専門職が連携を取り重層的な支援ができるよう、支援体制の強化と質の向上を図ります。

(2) 意思疎通支援事業

手話通訳派遣事業の利用実績はありませんが、手話通訳等のサービスの利用を見込み1人とします。また、聴覚障がいの方の意思疎通支援体制を整えるため、令和3年3月より町内3か所にタブレット端末を配置し、遠隔手話サービスを受けられる体制を整えます。今後は、令和5年度までに「(仮称)白老町手話言語条例」及び「(仮称)白老町意思疎通支援条例」を施行する予定です。

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付申請のほとんどが排泄管理支援用具（ストーマ装具）となっています。令和3年度以降については、近年の利用状況等から同様の利用件数が見込まれる状況で設定しています。

(4) 移動支援事業

令和2年度実績は2名の利用があり、利用目的としては銀行や美容室等への外出が主です。今後においても同様の利用が見込まれると想定して設定しています。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は町内1か所にて実施しており、定員15名の利用者が日中の活動の場として利用されています。現在利用されている方が継続することとして見込みました。

《実績・見込値》

	単位(人)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		実績	実績	10月末現在 実績	見込	見込	見込	
ア	理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施					
イ	自発的活動支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
ウ 相談支援事業								
	① 障害者相談支援事業	設置数	3	3	3	3	3	3
	② 基幹相談支援センター	設置有無	1	1	1	1	1	1
	③ 市町村相談支援機能強化事業	実施有無	実施					
	④ 住宅入居等支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
エ	成年後見制度利用支援事業	利用数	1	1	1	1	1	1
オ	成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
カ 意思疎通支援事業								
	① 手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	派遣回数	0	0	0	1	1	1
	② 手話奉仕員養成研修	登録者数	0	0	0	0	0	0
キ 日常生活用具給付事業								
	① 介護・訓練支援用具	件数	2	1	0	1	1	1
	② 自立生活支援用具	件数	2	2	1	3	3	3
	③ 在宅療養等支援	件数	2	0	1	3	3	3
	④ 情報・意思疎通支援	件数	4	2	3	3	3	3
	⑤ 排泄管理支援用具	件数	450	438	117	500	500	550
	⑥ 住宅改修	件数	1	1	0	1	1	1
ク	移動支援事業	利用人数	1	1	2	2	2	2
		延べ時間	6時間	7時間	8時間	24時間	24時間	24時間
ケ	地域活動支援センター事業	設置数	1	1	1	1	1	1
		利用人数	15	15	15	15	15	15

(6) その他の事業

①日中一時支援事業

利用者の状況に合わせ6か所の事業所と委託契約を締結し、本事業を実施しています。放課後や土曜日利用者が増えてきており、増加傾向にあります。新規の利用者を見込み設定しています。

②生活サポート事業

現在利用は無く、障害支援区分該当者は、介護給付サービスを受けることができるため、本サービスの利用者は増えない傾向にあります。1名の利用を見込んでいます。

③重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

利用はありませんが、1名の利用を見込んでいます。

④社会参加促進事業

自動車改造助成事業については年1件の実績がありました。自動車運転免許取得事業及び自動車改造助成事業ともに、1件と見込み設定しています。

《実績・見込値》

		単位(人)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			実績	実績	10月末現在 実績	見込	見込	見込
コ	日中一時支援事業	利用月数	7	8	6	10	10	10
		利用年件数	122	179	13	200	200	200
サ	生活サポート事業	利用月数	0	0	0	1	1	1
シ	重度障がい者等入院時コミュニケーション事業	利用月数	0	0	0	1	1	1
ス 社会参加促進事業								
(1)	自動車運転免許取得事業	利用年件数	0	0	0	1	1	1
(2)	自動車改造助成事業	利用年件数	1	0	0	1	1	1